

令和3年第3回定例会 文教厚生委員会 閉会中特定事件審査経過報告書

文教厚生委員会では、7月20日に閉会中の特定事件「小中学校の適正配置について」に関し、「小中学校の規模と配置の適正化について」を議題とし、閉会中特定事件審査を行った。

狭山市の教育、児童生徒を取り巻く学校環境については、小・中学校の規模と配置の適正化、特別許可地区を含む通学区域の問題、学校施設の老朽化に伴う対応など、中長期的かつ複合的、全体的な視点で考えていかなければならない諸課題があり、これらの課題の基軸となる「小・中学校の規模と配置の適正化」に関する市の方針等について、執行部より報告を受けたものである。

初めに、平成30年3月に改定された「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」並びに令和3年5月1日現在のデータに基づく推計を用いた資料を基に執行部より説明を受けた後、これに対する質疑を行った。

なお、本委員会では、今回行った閉会中における特定事件の調査を踏まえて、小中学校の規模と配置の適正化についての委員間討議を行い、その結果を踏まえ、教育委員会をはじめ執行部に対して、委員会としての提言等を取りまとめていきたいと考えている。

説 明

平成30年に本方針を見直した背景について

本市では、児童生徒数が減少している現状を踏まえ、学校規模により生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境を目指して、平成19年9月に狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針を策定し、小中学校の規模と配置の適正化に取り組んできた。

この間、国では平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、小規模校の適正化に関する基本的な方向性や考慮すべき要素など、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた新たな指針を示された。

本市では、平成28年7月に、第2期狭山市教育振興基本計画を策定し、平成29年3月には狭山市公共施設等総合管理計画の策定があった。学校を取り巻く環境が、変化する中、当初の基本方針が策定から10年を経過したことから、改めて児童生徒数の動向を精査し、新たな将来推計を基に、学校の規模と配置の適正化に関する検討を行うこと、また、これまでの取組の成果を踏まえて、市全体の視点で検証すること、さらに、狭山市公共施設等総合管理計画などとの整合性を図ることが必要になり、これまでの基本方針を見直すことになった。

基本方針を見直すに当たっての基本的な考え方について

文部科学省が平成27年1月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の考え方を参酌すること。2つ目として、基礎数値となる将来推計人口には、狭山市人口ビジョンの増減率を用いて、児童生徒数の現状と将来推計値は、学務課が作成している平成29年度から平成35年度までの将来推計値を基に修正すること。3つ目として、統廃合という言葉は学校の規模と配置の適正化を進めるための手段の一つであることから、統廃合という表現を学校の規模と配置の適正化という表現に改めること。こうしたことを踏まえて、小学校の適正規模の設定を見直すとともに、小規模校で推移する見込みの小学校の規模と配置の適正化を進めていくことにした。

小中学校を取り巻く状況について

児童生徒数の推移について、児童数は基本方針の策定時の平成29年度が6,793人であった。ピーク時の昭和57年は1万7,051人だったので、60.1%の減少となる。生徒数のほうの比較では、ピーク時の昭和62年に比べまして、平成29年度は60.5%減少している。令和3年度の児童生徒数を見ても、平成29年度よりも両方とも減少していることが分かる。

学級数の推移は、小中学校の合計で、平成29年度には316学級、ピーク時の昭和60年度には624クラスあったので、49.3%の減少となっている。

地区別の児童・生徒数と学級数の実績値と推計値について

基本方針策定時には、平成29年度の1校当たりの平均学級数は、14.5学級、1学年当たりの平均学級数は2.4学級であった。また、平成35年度の小学校の平均学級数は13.5学級、1学年当たりの平均学級数は2.3学級になると推計していた。

参考として、令和3年5月1日現在の学級推計表をもとに令和9年度の推計値で見ると、小学校の1校当たりの平均学級数は13.4学級、1学年当たりの平均学級数は2.2学級とさらに減少する見込みとなっている。

狭山市では以前の基本方針において、クラス替えができる規模、あるいは学校長などの意見を踏まえ、小学校の適正規模は18学級から24学級に、中学校は12学級から18学級を適正規模と設定してきたが、改定前の小学校の適正規模である18学級から24学級を当てはめると、平成35年度には適正規模である18学級以上の小学校は入間川小学校、入間川東小学校、富士見小学校の3校しかなく、残りの12校は小規模校になる。令和3年5月1日現在のデータをもとに令和9年度の推計を対比させても、令和9年度に18学級以上あると推計されるのは、入間川小、入間川東小、富士見小の3校だけという状況は変わらない。

本方針の改定前は、本市では小学校の適正規模を18学級から24学級としていたが、このような状況を受けて、国の標準規模である12学級から18学級の考え方を参酌して、改定後の方針では、小学校の適正規模の下限を国と同じ12学級に改正することにした。中学校はこれまでと同じ12学級から18学級を適正規模としていく。この小学校の適正規模の下限を18学級から12学級にしたことは大きな改正点の一つである。

本方針では、学校規模の配置と適正化の必要性を「集団教育の充実」「教科学習・指導の充実」「学校行事や部活動の充実」「学校施設の充実」「地域社会との連携充実」の5つの視点から説明している。

国の手引では、学校を適正な規模にする方策を計画的に講じていく必要があるとしており、本市においても子どもたちのより良い教育環境を目指していくためには、小規模化に伴う学校の課題を解消させていくことが必要である。

小中学校の規模と配置の適正化に向けた検討について

小学校については、現状の地区別小学校数が15校だが、平成35年の市全体の児童数から積算すると、市全体の適正な学校数は10校となる。

平成35年の地区別の児童数から各地区の適正な学校数は、堀兼地区、奥富地区、柏原地区、新狭山地区及び狭山台地区は地区ごとの適正な小学校が1校未満になる見込みであるが、小学校は各地区に最低

1校は存続させるという考え方を踏まえ、市全体では13校が適正な小学校数になる。

平成29年の地区別小学校数から平成35年の地区ごとの適正な小学校数を減じて、1校減となる入曽地区と水富地区が適正化の検討が必要な地区となる。

入曽地区と水富地区の小学校の状況は、入曽地区では御狩場小が、水富地区では笹井小が小規模校のまま推移する見込みである。御狩場小と笹井小が小規模校で推移することは、新しいデータの令和9年度の推計においても同様の状況となっている。

中学校については、現在8校あるが、平成35年の市全体での生徒数から、適正な学校数は6校となる。

平成35年の地区別の生徒数から各地区の適正な学校数を見ると、堀兼地区と柏原地区は地区ごとの適正な中学校数が1校未満となる見込みである。

12学級未満の小規模校で推移する中学校が入間川中と柏原中の2校である。

小規模校で推移する見込みの学校がある入間川地区と柏原地区、適正な中学校数が1校未満となる見込みの堀兼地区と柏原地区が適正化の検討が必要な地区になる。中学校は適正規模を下回る学校はあるが、単学級が生じるなどの状況にはない。

小中学校の規模と配置の適正化の方向性について

小学校は国の手引を参酌して、小規模化が進んでいる学校について適正化の検討を進めることとし、まずは、既に4つの学年で単学級が生じている御狩場小学校のある入曽地区の検討を進めていく。その次にすでに単学級が生じている水富地区の検討を進めていきたいと考えている。

小学校は地域コミュニティや地域の防災拠点としての機能を果たしており、公共施設等総合管理計画でも、将来的に学校施設の機能集約化、複合化による地域の拠点化について検討する必要があるとしていることから、これまでと同様に地区に最低1校は存続させていくことを考えている。

中学校については、適正規模を下回る学校はあるものの、おおむね全学年でのクラス替えができるなど、学校運営上の課題が生じるまでにはないことから、国の手引も参酌して、当面の間は現行規模の中で学校教育や学校運営の充実に取り組むものとし、引き続き生徒数の推移や小規模化による学校運営上の課題が生じる可能性、あるいは市全域の観点から、学校間における生徒数の不均衡の状況を勘案し、学校の規模と配置の適正化について検討を続けていくこととした。

基本方針策定から現在までの取組について

生徒児童数の最新統計に基づいて将来推計等の出し直しを行ってきた。国から段階的な35人学級の計画が示されたことに伴って、学級数の新しい将来推計に反映させた。

生徒数の推計については、これまでと同様に人口ビジョンの地区別の増減率を用いた。また、令和2年2月には小・中学校通学区域（特別許可地区）の見直しに関する基本方針を策定した。

適正化に関する基本方針の中では、まず入曽地区の小学校の適正化に向けた検討を始めることとしているので、入曽地区の適正化の検討と地元検討会の設置の準備を行っている。

施政方針で示された入曽地区の検討状況について

令和2年度に予定していた地元検討組織の設置がコロナ禍により見送られた経緯がある。本年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の状況とワクチンの接種状況を見極めながら、適切な時期に

地元検討組織を立ち上げていく。

公共施設等総合管理計画や再編計画との関連について

総合管理計画は公共施設の総量を40年間で30%削減することを基本原則としている。公共施設の約半分が学校教育施設である。

総合管理計画の試算では、全ての公共施設を現行のまま維持し続けると、公共施設に係る投資的経費は年平均で46.5億円が必要となるが、将来的な財政の状況から、16.4億円しか投資できないという試算が出されている。学校の規模と配置の適正化に関する基本方針では、学校を築後50年が経過した時点で一律に建て替えた場合の経費を試算しているが、2050年までの30年間の累計で、388億円かかると想定されており、年平均にすると約13億円になる。将来の投資可能額16.4億円のうち13億円を学校だけで占めるということはとても現実的なことではない。公共施設再編計画では、適正化に関する基本方針に基づいて学校の統廃合を進めるとしており、公共施設マネジメントの視点からも学校規模の適正化が求められている。将来的に学校と公民館等の施設の機能を複合化して地域拠点とする構想も総合管理計画の中では示されているので、部局横断的に検討していく必要がある。

学校施設長寿命化計画との関連について

長寿命化計画は、学校施設の中長期的な維持管理コストの縮減や改修費用の平準化に努め、継続的な施設整備を行うことで、学校施設に求められる教育機能を確保することを目的として作成されたものであるが、適正化と長寿命化を一体的に進めることで様々なメリットが生まれる。

例えば、統廃合のタイミングで統合校の長寿命化工事を行うことで、統合のための工事と長寿命化工事を別々に行うより、より良い学習環境が実現できるとともに、経費の削減を図ることができる。長寿命化の判定が出ている学校同士を統廃合した場合は、1校分の長寿命化の工事の経費が節減できる。また、統廃合の際に、統合校の長寿命化工事を行う場合には、閉校する学校施設を仮校舎として使用することも考えられる。校舎の長寿命化工事を実施する際の国の補助金は3分の1だが、統合に伴う改修工事だと2分の1に補助率がアップする。

災害時の避難場所について

統廃合により校舎がなくなった場合は、避難場所としての指定を解除して、周辺住民は近くの学校施設に避難することになる。その場合は、想定される避難者数を収容できることを前提に行っていく。

例えば入曽地区だと、地震による避難者数の予測は141人と出ているが、入曽地区の現在の指定避難場所の収容人数は、4つの小学校と2つの中学校、不老荘の7施設の合計で989人であり、収容人数的には問題がない。

新型コロナウイルス感染症の影響について

昨年度に地元検討組織の立ち上げを見送った経緯があることから、今年度の地元検討会議の立ち上げについては、感染状況を見極めながら、参加者へのワクチン接種が大方終了した段階が望ましいと考えているが、新型コロナウイルス感染症の状況が改善されない場合は書面会議での開催も考えていく。

駅周辺の人口の社会増について

入曾の駅前や入間中跡地の開発後には一時的な人口の増加が予想されるが、個別の社会増は将来推計には見込んでいない。ただし、この将来推計には市で推進している出生率の改善と転入促進政策の効果を見込んで算出している。

教育委員会としては、子どもたちのより良い教育環境を目指して、この基本方針に基づいて学校の規模と配置の適正化に取り組んでまいりたい。

質 疑

○この基本方針の取扱いについて、今後どのように考えているのか。新型コロナウイルス感染症や少人数学級の実施方針など、今学校を取り巻く環境は非常に大きく変わっているが、もう一回改定の予定があるのか。

●あくまでも基本方針は大きな方針を示したものであり、この方針の中で示された入曾地区の検討については、地元検討委員会の中でその詳細について詰めていくような形になる。

○入間川東小学校で教室が足りないということが起こっているが、この問題の要因を現時点で教育委員会としてはどう捉えているか。

●入間川小学校が移転した際に、本来であればそこで線引きを変えれば問題なかったが、特別許可地区という経過措置をずっと引っ張ってきてしまった経緯があり、それが大きな要因だと認識している。

○学校の規模と通学区域をどのように関連させて適正化を検討していくのか。

●通学区域の再編は、適正化の一つの手法として考えられるところだが、例えば地区を越えての小学校の通学区域を分断するような変更は、これまでも学校は地域コミュニティや防災拠点としての機能を果たしていることから、難しいと考えている。また、小中学校の9年間を見通した教育に配慮していく必要からも、地区ごとに考えていく必要があると考えている。公共施設再編計画の中でも、小学校に空き教室があれば公民館等の機能を複合して地域の拠点とする計画があるので、最低でも1地区に1校は残すという考えで基本方針は考えている。

○コロナ禍の中でのソーシャルディスタンスと少人数学級について、急に学校を大きな部屋に建て替えることはできないので、空いている部屋の壁を抜いて大きな教室にする、あるいは廊下側の壁を取り除いて少し広くするなどの対応についての考えは。

●学校の壁を抜く工事や廊下の壁を抜く工事は、かなり大規模な工事が想定されるので、それに対応するには、統廃合に係る長寿命化工事などの際の実施が考えられる。

○例えば今回は入曾と水富を中心にとのことだが、現に適正である学校も統廃合の対象校とすることを考えているのか。

●基本方針の中の適正化については、あくまでも小規模校が発生している地区の適正化ということで考えている。